

市町村職員の退職手当の手引き

～制度編～

(令和5年4月)

福島県市町村総合事務組合

～制度編～ 目 次

第1条	目的	1
第2条	退職手当の支給	1
第2条の2	遺族の範囲及び順位	1
第2条の3	退職手当の支払	3
第2条の4	一般の退職手当	3
第3条	自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額	5
第4条	1年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額	7
第5条	整理退職等の場合の退職手当の基本額	9
第5条の2	給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例	11
第5条の3	定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例	15
第5条の4	公務又は通勤によることの認定の基準	17
第5条の5	勧奨の要件	17
第6条	組合市町村の長等の退職手当	17
第6条の2	副市町村長等の退職手当の特例	19
第7条	退職手当の基本額の最高限度	19
第7条の2		19
第7条の3		19
第7条の4	退職手当の調整額	23
第7条の5	一般の退職手当の額に係る特例	25
第8条	勤続期間	27
第8条の2	勤続期間の計算の特例	35
第8条の3		35
第9条	一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算	35
第9条の2	公益的法人等派遣より職務に復帰した職員等に係る退職手当に関する特例	39
第9条の3	公益的法人等派遣法により採用された職員に係る退職手当に関する特例	41
第9条の4		41
第10条	予告を受けない退職者の退職手当	41
第11条	失業者の退職手当	41
第12条	定義	45
第13条	懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限	45
第14条	退職手当の支払いの差止め	47

第15条	退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限	51
第16条	退職をした者の退職手当の返納	53
第17条	遺族の退職手当の返納	55
第18条	退職手当受給者の相続者からの退職手当相当額の納付	57
第19条	退職手当審査会	59
第20条	職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給	61
第21条	普通負担金	63
第22条	特別負担金	63
第23条	過年度負担金	63
第24条	負担金の延滞金	63
第25条	加入負担金	63
第26条	組合市町村が組合市町村でなくなつた場合の取扱	65
第27条	この条例の実施に関し必要な事項	65

附 錄	一般職の支給率一覧	67
------------	-----------	----

▽市町村職員の退職手当に関する条例

(昭和35年5月4日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、福島県市町村総合事務組合規約別表第2中1の下欄に掲げる構成団体及び福島県市町村総合事務組合（以下「組合市町村」という。）の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
①
②

2 職員以外の者（管理者が規則で定める者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（組合市町村の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、③
18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員みなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- ①
(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

s s s <解説>

第1条

地方公務員の退職手当については、地方自治法第204条第2項の規定により各地方公共団体が条例で定めて支給することになっているが、地方自治法第284条の規定により本組合の退職手当支給に係る共同処理事務に加入をしている団体（以下「構成団体」という。）においては、本組合の「市町村職員の退職手当に関する条例」が適用される。

第2条

① 会計年度任用職員（フルタイム）は「職員」の範囲から除かれ、退職手当の支給対象とはならない。

② 一般的には、勤続期間が6月末満の退職の場合は支給されない。（第8条第7項を参照。P.34）

③ 本条例上の退職手当が支給されるのは、常勤の職員である。ただし、常勤職員以外の職員のうち事実上常時勤務の実態があり一定の条件を備えている職員については、退職手当が支給される。

令和2年の地方公務員法の改正（令和2年4月1日施行。以下「令和2年改正法」という。）に伴い、条件を満たした場合に本条例の適用となる職員は以下のとおりである。

ア 会計年度任用職員（フルタイム）…令和2年改正法第22条の2第1項第2号

イ 臨時の任用職員…令和2年改正法第22条の3

ウ 臨時の任用職員（育児休業職員が正規職員）

エ 臨時の任用職員（育児休業職員が会計年度任用職員（フルタイム））

…地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号（ウ及びエ）

※ア及びエは条例第2条第2項、イ及びウは条例第2条第1項の適用

（条件等については、令和元年10月31日付け元福総組第522号の通知文を参照。）

④ 1月の勤務を要する日数が20日に満たない場合に、20日から当該日数を引いた残日数を18日から除算した日数のことである。

例：1月の勤務を要する日数が17日の場合

$$18 - (20 - 17) = 15\text{日}$$

第2条の2

遺族の範囲及び順位については、民法の相続人の範囲及び順位とは異なる内容となっている。

なお、職員の死亡当時、第1項に規定する遺族が1人もいないときは、退職手当は誰にも支給されない。

また、「子」には実子及び養子、「父母」には実父母及び養父母を含む。

① 内縁関係のある妻又は夫をいう。「内縁関係」とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上夫婦とし

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちであつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。ただし、この場合においては、その総代者に一括して支給することができる。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 次条、第6条、第6条の2及び第7条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」といふ。)
並びに第10条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならぬ。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
^①
^②

(一般的退職手当)

第2条の4 第6条各号に掲げる職にある者以外の職員(以下「普通職員」といふ。)であつた者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
^①
^②

ての共同生活の実態が認められる事実関係をいう。

第2条の3

① 規則第1条、第1条の2、第7条、第8条及び第9条

規則第1条の2

組合市町村は、前条第1項各号に掲げる書類を、条例第2条の3第2項に定める期間内に、退職手当が支払われるよう、適切な時期に提出する措置をとらなければならない。

② 運用方針第2条の3関係

本条第2項に規定する「特別の事情がある場合」とは、例えは次に掲げる場合をいう。

イ 死亡等による予期し得ない退職のため、退職手当の支給手続に相当な時間を要するとき。

ロ 基礎在職期間に市町村職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第1号。以下「条例」という。)第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる在職期間が含まれると考えられる場合等であつて、その確認に相当な時間を要するとき。

ハ 天災その他やむを得ない理由により、職員の退職の日から1月以内に支払うことができないとき。

第2条の4

退職手当は、①「退職手当の基本額」+②「退職手当の調整額」がその額となる。

① 「退職手当の基本額」の算定は、退職の日における「給料月額」に、勤続年数及び退職事由に応じた「支給率」(P.67「一般職の支給率一覧表」を参照。)を乗じた額を基本としている。

「給料月額」とは、各構成団体の給与条例に掲げる各給料表上の「給料月額」を差し、諸手当は含まれないが、同条例の規定による「給料の調整額」は含まれる。

なお、給料月額の減額改定が行われた際に現給との差額が支給されている場合であっても、当該差額は含まない。(昭和38年条例第20号附則第27項)

また、給与のベースアップ改定が退職日まで遡及適用となった場合には、給料月額の遡及増に伴

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、普通職員であつた者に対する退職手当の基
本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日
額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、普通職員が休職、停職、
減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がな
いと仮定した場合におけるその者が受けるべき給料の月額とし、地方公務員の育児休業等に関する法
律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務（同法第17条の規定によ
る短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）の期間中の普通職員にあつては、育児短時間
勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とする。以
下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じ
て得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和37年法律第115号）第47条第2項に規
定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第5条第1項、同条第2
項、第9条の2第1項及び第9条の3において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職し
た者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3
号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項におい
て「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当
するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて
得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

い、退職手当についても差額分が支給される。

- ② 「退職手当の調整額」とは、在職期間中の職責貢献に応じた加算額である。詳しくは、条例第7
条の4を参照。（P.23、24）

第3条該当の退職事由

退職事由	勤続期間
自己都合、公務外傷病	全ての者
定年、勧奨、 公務外死亡（※b）、 通勤災害による傷病・死亡（※b）、 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 等	1年（※a）以上10年以下 ※a 第8条第7項により、6月以上は1年とみなされる。 ※b 傷病・死亡の場合は、6月末満であっても1年として支給対象となる。

- ① 各号の割合の合計に附則で規定する調整率（83.7/100）を乗じて得られる支給率は、「一般職の支給率一覧表」（P.67）に掲載

運用方針第3条関係

- 1 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職
としては、取扱わないものとする。
- 2 任命権者の要請を受けて、条例第6条に規定する組合市町村の長等（組合市町村の長を除く。）
となることが予定されている者の退職については、勧奨退職としては取扱わないものとする。
- 3 本条第2項の規定は、次に掲げる者に対しては適用しない。
 - (1) 地方公務員法（第28条の6の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は
同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他
の法令の規定により退職した者）
 - (2) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1号に該当する者を除き、
次のいずれかに該当する者を含む。）
 - イ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法
改正法」という。）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延长期限若しくは同条第
6項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定に
より退職した者
 - ロ 令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延长期限若
しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前に退職した者又はこれに準ずる他の法令
の規定により退職した者
 - (3) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（第1号に該当する者を除く。）
 - (4) 定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(5) 11年末満の期間勤続した者であつて、60歳（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による国家公務員の定年に係る改正に伴う組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の組合市町村の職員の定年等に関する条例において定年年齢について60歳を超えて定められていた職員は、当該定められていた年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1号から第4号までに該当する者を除き、第2号イ又はロに該当する者を含む。）

4 例えれば次に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

(1) 直前において地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた職員に対し、その辞職を承認する場合

(2) その者から辞職の申出前又は辞職の申出後辞職の承認前に、その者に懲戒処分に付すことにつき相当の事由があると思料するに至った場合には、辞職の承認を保留し、必要な実情調査を行うべきこととなるが、その結果、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分に付した上で、その辞職を承認するとき。

（11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年末満の期間勤続して退職した普通職員であつた者（地方公務員法第28条の①
6第1項の規定により退職した普通職員であつた者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに限る。）又は25年末満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年末満の期間勤続した普通職員であつた者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

第4条該当の退職事由

退職事由	勤続期間
定年、勧奨、 公務外死亡、 通勤災害による傷病・死亡、 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 等	11年以上24年以下
勤務公署の移転	24年以下

① 「定年退職者」をいう。「定年退職」については各構成団体の「職員の定年等に関する条例」に規定されており、通常は「定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。」旨の内容で規定されている。

なお、「定年に達した日」とは、上記条例で定められた定年年齢に達する誕生日の前日のことであり、詳しくは「年齢計算ニ関スル法律」（明治35年法律第50号）を参照。

また、一般職の定年年齢は基本的に65歳であるが、労務職や医療職についての例外規定が設けられている場合もある。

② 各号の割合の合計に附則で規定する調整率（83.7/100）を乗じて得られる支給率は、「一般職の支給率一覧表」（P.67）に掲載。

③ 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの」とは、定年に達した日から定年退職日の前日までに退職した者で、その退職の原因が本人の落ち度（非違）によるものではない退職者をいい、定年退職と区別される

運用方針第4条関係

- 1 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職としては、取扱わないものとする。
- 2 任命権者の要請を受けて、条例第6条に規定する組合市町村の長等（組合市町村の長を除く。）となることが予定されている者の退職については、勧奨退職としては取扱わないものとする。
- 3 本条第2項の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - (1) 「定年に達した日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）の定めるところによる。
 - (2) 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいう。
 - イ 定年に達した日以後定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した者
 - ロ 地方公務員法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者
 - ハ 令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延长期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者
 - 二 ロ又はハに掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者
- (3) 例えば第3条関係第4項第1号又は第2号に掲げる場合には、その者の非違によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した普通職員であつて、任命権者が管理者の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「**派遣法**」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病又は死亡を含む。以下同じ。）により退職した普通職員であつた者又は25年以上勤務して退職した普通職員であつた者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した普通職員であつた者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した普通職員であつた者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した普通職員であつた者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した普通職員であつた者若しくは勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

① 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

② 各号の割合の合計に附則で規定する調整率（83.7/100）を乗じて得られる支給率は、「一般職の支給率一覧表」（P.67）に掲載。

第5条該当の退職事由

退職事由	勤続期間
定年、勧奨、 公務外死亡、 通勤災害による傷病・死亡、 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 等	25年以上
勤務公署の移転 整理、公務上傷病・死亡	全ての者

① 運用方針第5条関係（P.12参照。）

② 各号の割合の合計に附則で規定する調整率（83.7/100）を乗じて得られる支給率は、「一般職の支給率一覧表」（P.67）に掲載。

- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した普通職員であつた者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に関する特例）

第5条の2 普通職員であつた者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けている給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員として引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般的の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全

運用方針第5条関係

- 1 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合は、勧奨退職としては、取扱わないものとする。
- 2 任命権者の要請を受けて、条例第6条に規定する組合市町村の長等（組合市町村の長を除く。）となることが予定されている者の退職については、勧奨退職としては取扱わないものとする。
- 3 例えば第3条関係第4項第1号又は第2号に掲げる場合には、その者の非違によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。
- 4 本条第2項の規定の適用については、第4条関係第3項に定めるところによる。

運用方針第5条の2関係

- 1 「給料月額の減額改定」には、普通職員が引き続いて条例第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員その他職員以外のもの（以下本条関係においてこれらを「他の地方公務員等」という。）となり再び職員となった場合において、当該他の地方公務員等としての在職期間中に給料月額の減額改定が行われたことにより再び職員となつたときの給料月額が先の職員として受けている給料月額より少なくなった場合を含むものとする。
- 2 「給料月額が減額されたことがある場合」とは、職員として受けける給料月額が減額されたことがある場合をいい、例えば、次に掲げる場合はこれに該当しない。
 - イ 他の地方公務員等としての在職期間においてその者の本給（給料月額に相当するものをいう。以下同じ。）が減額された場合
 - ロ 他の地方公務員等から職員となった場合において他の地方公務員等を退職した際に受けている本給より当該退職に引き続いて職員となった際に受けている給料月額が少ない場合
- 3 「給料月額の減額改定以外の理由」には、職員がその者の給料表の適用を異にして異動した場合において当該異動後に受けているその者の給料月額が異動前に受けているその者の給料月額より少ない場合を含む。

※定年年齢の引き上げにより、60歳以上の給料月額が60歳時点の7割支給となった場合には本条を適用し、60歳までの退職手当基本額とそれ以降の退職手当基本額を計算し、合算した金額をその者の退職手当基本額とする。

$$(60\text{歳の支給率} \times 60\text{歳の給料月額}) + \{ (退職時の支給率 - 60\text{歳の支給率}) \times \text{退職時給料月額} \} = \text{退職手当基本額}$$

部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第8条第5項第1号に規定する再び普通職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員として引き続いた在職期間
- (10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第9条第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第9条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第9条第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及

第2項第2号～第19号

本項第2号から第19号までの期間は、条例第7条の4第2項の規定により調整額の対象となる。
(P. 24参照)

び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

- (14) 第9条第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第9条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第9条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第9条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第9条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして管理者が規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する普通職員であつた者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した普通職員であつた者及び勤務公署の移転により退職した普通職員であつた者であつて任命権者が管理者の承諾を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の

第5条の3

次の(1)～(3)の要件すべてを満たす者が、その者の事情によらない、いわば公務運営上やむを得ない理由により退職する場合について、退職手当の算定の基礎となる給料月額を旧定年年齢までの残年数1年につき2%（最大10年分=20%）加算するものである。

- (1) 退職事由
ア 整理（地方公務員法第28条第1項第4号）
イ 効用
ウ 公務上の傷病
エ 公務上の死亡
- (2) 勤続期間 25年以上
- (3) 退職日の年齢（旧定年が60歳で新定年が65歳の場合） 50歳以上60歳未満（※）

この特別措置の内容を簡単に式化すると次のとおりである。

$$\boxed{\text{[給料月額の特例措置]} \\ \text{退職日の給料月額} + \{\text{退職日の給料月額} \times (\text{旧定年年齢までの残年数} \times 0.02)\}}$$

※ P.18の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年年齢がそれぞれ同表右欄に掲げる年齢を超える者は、第5条の3本文中「6月」とある部分を「0月」と読み替える。（昭和38年一部改正条例附則第22項）

		年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のおち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勧奨の要件)

第5条の5 勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、管理者が定める規則で定めることにより、記録が作成されたものでなければならない。^①

(組合市町村の長等の退職手当)

第6条 次の各号に掲げる職にある者(以下「組合市町村の長等」という。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の当該組合市町村の長等としての在職月数を乗じて得た額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 組合市町村の長については、100分の48
 - (2) 組合市町村の副市町村長については、100分の29
 - (3) 組合市町村の地方公営企業の管理者及び企業団の企業長については、100分の26
 - (4) 組合市町村の教育長については、100分の20
 - (5) 組合市町村の常勤の監査委員及び固定資産評価員については、100分の19
- 2 前項の規定による退職手当は任期毎に支給する。

令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員及び附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和5年旧組合市町村職員定年条例の規定により定年年齢を63歳と定められていた職員	63歳
附則第18項第1号に掲げる職員	65歳
附則第18項第2号に掲げる職員	令和5年旧組合市町村職員定年条例において当該職員について定められていた定年年齢
附則第18項第3号に掲げる職員	管理者が規則で定める定年年齢

<参考>

附則(昭和38年一部改正条例第20号)

18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和5年旧組合市町村職員定年条例において定年年齢を65歳と定められていた職員
- (2) 改正法第61号の施行による国家公務員の定年の年齢に係る改正に伴う組合市町村の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の組合市町村の職員の定年等に関する条例において65歳を超える年齢を定年年齢として定められている職員
- (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として管理者が規則で定める職員

第5条の5

① 規則第2条の2

「勧奨退職」については、「自己都合退職」と異なる支給率の取扱いとなることから、各構成団体において「自己都合退職」と混同しないよう厳格な運用が求められるところであり、退職手当条例において「退職を勧奨した記録」の作成を義務付けるものである。

(副市町村長等の退職手当の特例)

第6条の2 福島県の一般職の職員（以下「**県職員**」という。）が、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けないで、任命権者の要請に応じて引き続いて副市町村長等（組合市町村の長等のうち組合市町村の長以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その者の当該給与の計算の基礎となる勤続期間は、副市町村長等としての勤続期間に通算する。この場合において、前条第2項及び第8条第10項第3号の規定は適用しない。

2 第8条第5項に規定する国家公務員が、この条例の規定による退職手当に相当する給与を支給されないで、任命権者の要請に応じて引き続いて副市町村長等となつたときは、その者の当該給与の計算の基礎となる勤続期間は、副市町村長等としての勤続期間に通算する。この場合において、前条第2項及び第8条第10項第3号の規定は適用しない。

3 第1項に規定する副市町村長等の退職手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 副市町村長等としての在職期間について前条第1項の規定により計算した額

(2) 県職員を退職した日における給料月額に相当する副市町村長等を退職した日における県職員の給料月額及び第1項の規定により副市町村長等の勤続期間に通算されることとなる勤続期間を基礎として普通職員の例により計算した額

(退職手当の基本額の最高限度)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用についてには、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

運用方針第6条の2関係

本条第1項及び第2項に規定する「要請」とは、任命権者が、職員等に対し、出向先市町村の副市町村長等として在職した後再び職員等に復帰させることを前提として、退職出向することを勧める人事上の行為をいう。

第3項

国又は県の職員が割愛により構成団体の副市町村長等となる場合は、退職後引き続き国又は県に採用という形で復帰することが前提であり、条例第20条第2項の規定により退職手当が通算となる。

(副市町村長等を退職した時点での退職手当の支払いはない。)

このため、本規定が適用される（退職手当が支給される）のは、副市町村長等の在職中に死亡したため国又は県に復帰できなくなった場合に限られる。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する 第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の 日において定められているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の年齢との差に相 当する年数1年につき100分の2を乗じて 得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する 第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する 第5条の2第1項の
	同項第2号口	第5条の3の規定により読み替えて適用する 同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 に退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 に退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につき100分の2を 乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号 口	第5条の3の規定により読み替えて適用する 第5条の2第1項第2号口
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に 退職の日において定められているその者に係 る定年と退職の日におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につき100分の2を

		乗じて得た額の合計額
当該割合		当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 普通職員であつた者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人及び公的法人で管理者が規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつるものとすることを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条又は旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の期間及び育児短時間勤務の期間を現実に職務に従事することを要しない期間とみなしてこの期間に含み、派遣法の規定による派遣の期間を除く。）のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち管理者が規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円

第7条の4

① 「退職手当の調整額」とは、在職期間中の職責貢献に応じた加算額であり、給料表の級によってその区分が決定され、その額の高い方から60月分が調整額となる。（※名称は同じでも、給与条例上の「調整額」とは全く別のものである。）

② 制度の対象は平成8年4月1日以降の期間であるが、調整額が加算されるのはそのうち額の高い方から60月分までである。

③ 区分については、各構成団体がそれぞれ規則で制定している。（本条第3項。P.26参照）

④ 連続した60月や退職前60月ではない。あくまで「額の高い方から」60月である。

※注 勤続9年以下の自己都合等退職者には調整額が支給されず、また、勤続4年以下の退職者（自己都合等退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合等退職者は、調整額が半額になる。（本条第4項。P.26参照）

④ 休職指定法人とは、次の法人をいう。

- ・地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社）
- ・国家公務員退職手当法施行令第6条に規定する法人
- ・規則第4条の2に規定する法人（現在は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」が施行されたことにより役目を終えている。）

⑤ 規則第4条の4

⑥ 規則第4条の6

調整額の対象となる全期間において、調整額の高い順に全ての月に順位を付け（同じ金額の場合、退職日に近い月が上位になる。）、第1位から第60位までの60月分を合計する。

- (3) 第3号区分 59, 550円
- (4) 第4号区分 54, 150円
- (5) 第5号区分 43, 350円
- (6) 第6号区分 32, 500円
- (7) 第7号区分 27, 100円
- (8) 第8号区分 21, 700円
- (9) 第9号区分 零

2 普通職員であつた者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、管理者が規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。^⑦

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、組合市町村の規則で定める。^⑧

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した普通職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した普通職員のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。^⑨

(一般的の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| (4) 勤続期間3年以上的者 | 100分の540 |

⑦ 規則第4条の5

構成団体が各自で規定している調整額の規則（⑧参照）の中に規定することとされている。

⑧ 規則の名称は、「○○市(町村)職員の退職手当調整額に係る職員の区分を定める規則」等の表現となっている。

第4項

勤続24年以下の退職者は、勤続期間及び退職事由によって調整額が一部制限される。

勤続期間	自己都合等退職者	自己都合等退職者以外
4年以下	第4号 支給なし	第1号（※1年以上（第2号）） 2分の1支給
5年以上9年以下		
10年以上24年以下	第3号 2分の1支給	全額支給
25年以上		

※ 「自己都合等退職者」の定義は、第3条第2項（P.5）を参照。

⑨ 規則第4条の6（P.24参照。）

第7条の5

整理退職、公務上の死亡又は傷病による退職者のうち、短期勤続者に対する一般の退職手当の最低保障額の規定である。

2 前項の「基本給月額」とは、組合市町村が定める職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される普通職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の普通職員については、この基本給月額に準じて組合市町村の長が定める額とする。

(勤続期間)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、第6条第1項の規定により組合市町村の長等に対する退職手当を計算する場合における勤続期間の計算については、30日をもつて1月として計算した月数によるものとし、この場合、1ヶ月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

① 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由、自己啓発等休業及び配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合についてはその月数の2分の1に相当する月数）、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務の期間についてはその月数の3分の1に相当する月数、高齢者部分休業の期間については規則で定める月数の2分の1に相当する月数）^②を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

第8条

勤続期間の計算は、第2項の規定により月単位での計算を基礎とするが、最終的には第7項の規定により1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。（P.34参照）

第2項

一般職の在職期間の計算は、「職員となつた日の属する月」から「退職した日の属する月」までの月数による。従って、月の途中で採用され又は退職しても、その月は「1月」として計算される。

第3項

「職員」とは、本条例第1条で定義されている「職員」であり、本条例が適用される構成団体の職員をいう。本項の規定は、構成団体間で転職した場合等に適用される。（本項で除外規定の対象となっている「第13条第1項各号」とは、支給制限の規定である。）

第4項 除算期間に関する規定である。

① 条例第7条の4第1項

①除算する期間

事由	3分の1除算	2分の1除算	全期間除算
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による専従休職			○
自己啓発等休業		△（②一定の要件が認められる場合）	○（原則）
配偶者同行休業			○
地方公務員法第27条第2項、第28条第2項の規定による分限休職（下記「①除算しない期間」の場合を除く。）		○	
地方公務員法第29条の規定による停職		○	
育児休業	○（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで）	○（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月の翌月から）	
育児短時間勤務	○		
高齢者部分休業		○（③）	

② 規則第4条の9

③ 規則第4条の8

5 普通職員の第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「**職員以外の地方公務員等**」と総称する。）が引き続いて普通職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規程又は特定地方独立行政法人（**地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人**をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（**1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。**）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 普通職員が、第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

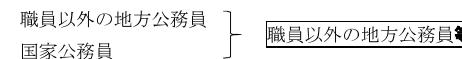
(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「**地方公共団体等**」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（**地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人**をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「**一般地方独立行政法人等**」といふ。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「**一般地方独立行政法人等職員**」といふ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方

◎除算しない期間

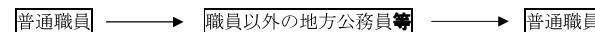
- ・公務上又は通勤による傷病での休職期間
- ・次の法人の業務に従事させるための休職期間（いわゆる休職派遣）
 - 地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社）
 - 国家公務員退職手当法施行令第6条に規定する法人
 - （条例第7条の4）規則第4条の2に規定する法人（P.24参照）

第5項

他の地方公務員又は国家公務員から引き続いて「普通職員」（特別職以外の職員。P.5参照）となつた場合、職員以外の地方公務員等としての期間を通算するという趣旨である。



第1号

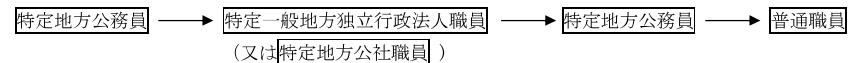


※第2号以下の各号は、「要請」に基づく退職の際に退職手当が通算となることが大前提である。

運用方針第8条関係

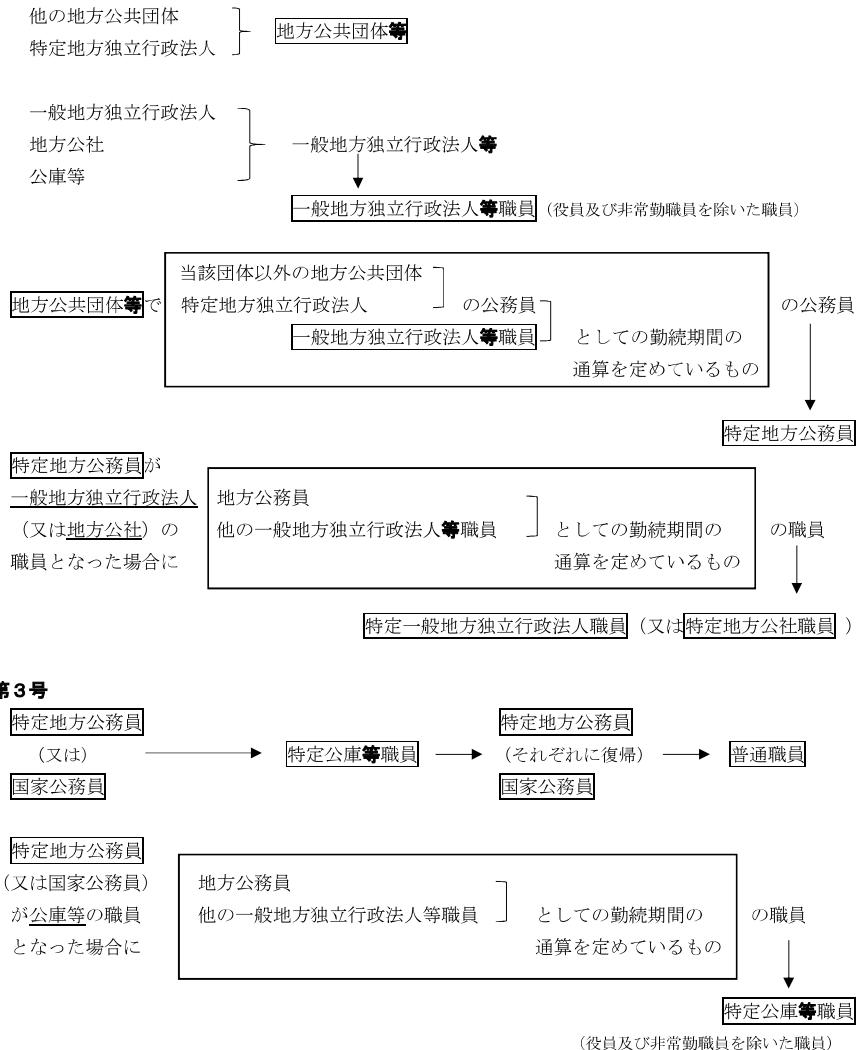
本条第5項に規定する「要請」とは、任命権者等が、職員等に対し、出向先団体等の職員として在職した後再び職員等に復帰させることを前提として、退職出向することを勧める人事上の行為をいう。

第2号



独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「**特定地方公務員**」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「**特定一般地方独立行政法人職員**」又は「**特定地方公社職員**」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「**特定公庫等職員**」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて普通職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間



(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「**特定一般地方独立行政法人等職員**」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

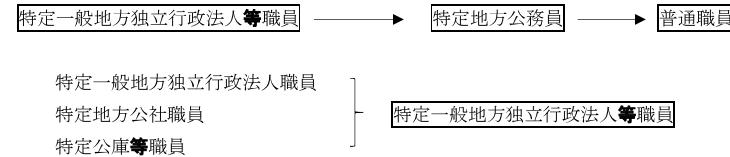
(6) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続いた特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続いた特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

第4号



第5号



第6号



第7号



第7項

第2項の規定により月数を基本として在職期間を計算した場合の端数計算の規定である。（ただし書きは、短期勤続者への特例であることに注意。）

- (1) **1年以上在職している者に1年未満の端数があるときは、その端数はすべて切り捨てる。**
- (2) **総在職期間が6月以上1年未満の場合（短期勤続者）は、1年として計算する。**
- (3) 第3条第1項（傷病又は死亡による退職）、第4条第1項（勤務公署の移転による退職）又は第5条第1項（整理、公務上の傷病又は死亡）の場合は、総在職期間が6月未満であっても1年として計算する。（これら以外の場合、例えば自己都合の総在職期間が6月未満の場合には、勤続期間が切り捨てられてゼロとなり、退職手当が支給されない。）

- 8 前項の規定は、第6条第1項、前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 9 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月末満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
- 10 職員が左の各号の一に該当するに至つたときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず前後の職員としての在職期間は通算しないものとする。
- (1) 普通職員が引き続き組合市町村の長等となつたとき。
 - (2) 組合市町村の長等が引き続き普通職員となつたとき。
 - (3) 組合市町村の長等が引き続き組合市町村の長等となつたとき。
- (勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いた勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いた職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いた勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第9条 普通職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び普通職員となつた者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の普通職員としての在職期間の始期から後の普通職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて普通職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第8項

前項の適用除外規定である。特別職の退職手当（第6条第1項）、退職手当の最低保障（第7条の5）及び失業者の退職手当（第11条）について、前項の端数計算の規定をそのまま適用することは性質上適当でないための措置である。

第10項

特別職については、在任期間の前後とも通算規定は適用しない。（※）

本項に該当するケースで注意が必要なのが、一般職を退職（この場合、勧奨退職ではないことに注意。運用方針第3条、第4条及び第5条関係参照。）して引き続き特別職に就任した場合である。この場合は、一般職を退職したときに必ず退職手当が支給される。

※ 本項は第6条の2の規定において除外されており、県又は国の職員から引き続き特別職に就任した場合には、それらの職員の期間及び特別職の期間を通算する。

第9条

普通職員が、通算制度を有する一般地方独立行政法人等に退職出向された履歴がある場合は、一定条件の下に当該期間を在職期間とする（通算する）規定である。

- (1) 任命権者等の「要請」に応じ、一般地方独立行政法人等職員となるため退職したこと。
※「要請」とは、任命権者等が、職員等に対し、出向先団体等の職員として在職した後再び職員等に復帰させることを前提として、退職出向することを命める人事上の行為をいう。（運用方針第8条関係と同じ）
- (2) 「引き続いて」であり、退職日の面で法人等職員となる間に空白がないこと。
- (3) 出向先の法人等が「普通職員が出向先において**特定一般地方独立行政法人等職員**（定義規定は条例第8条第5項第4号。P.30参照）となる法人等」であること。
- (4) 普通職員が一般地方独立行政法人等の職員として出向することが必要であり、役員又は非常勤職員として出向する場合は対象に含まれない。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第8条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

- (1) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (2) 普通職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び普通職員となつた場合においては、先の普通職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き

特定公庫等職員として在職した後更に引き続き普通職員となるため退職し、かつ、引き続いて普通職員となつた場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に普通職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて普通職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 第7条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて普通職員となつた場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、管理者が規則で定める場合においては、この限りでない。

(公益的法人等派遣より職務に復帰した職員等に係る退職手当に関する特例)

- 第9条の2** 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)以下「**公益的法人等派遣法**」という。)第2条第1項の規定に基づき組合市町村で定める条例に規定された団体(以下「**公益的法人等**」といふ。)へ派遣された職員(以下「**派遣職員**」といふ。)で、派遣終了後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間内に退職した場合を含む。)におけるこの条例の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第7条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。
- 2 第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、第7条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。
- 3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた

第9条の2

普通職員が、構成団体の公益的法人等派遣条例の規定に基づいて在職派遣された履歴がある場合は、当該派遣期間中は構成団体の在職期間と同じ扱いとする旨の規定である。

(注) 本条が適用されるのは、あくまで「公益的法人等派遣条例の規定に基づいて」派遣された場合であるので、各構成団体の当該条例の施行日前に派遣された履歴がある場合は、派遣の形態により扱いが異なる。

第2項、第3項

公益的法人等派遣条例の規定に基づく派遣期間は、在職期間の計算における除算期間に該当しない旨の規定である。(第2項)

ただし、派遣先法人から税法上で退職手当とみなされるものを受け取った場合は、派遣期間が退職手当の算定から除算される。(第3項)

○第3項の適用を確認するため、公益的法人等が証明した「退職手当等の受給の有無に関する証明書」を派遣からの復職時に当組合へ提出する必要がある。詳しくは、『事務編』P.3の4(2)参照。

場合には、適用しない。

- 4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合のこの条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、規則で定めるところにより任命権者が申し出た金額で、管理者が認めたものとする。

(公益的法人等派遣法により採用された職員に係る退職手当に関する特例)

第9条の3 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された職員に関するこの条例の適用については、特定法人（公益的法人等派遣法第10条第1項の規定に基づき、組合市町村で定める条例に規定された株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第4条第2項、第5条第1項及び第7条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は第4条第2項、第5条第2項及び第7条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第9条の4 職員が、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続い特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続い特定法人に使用者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「**特定法人役職員**」という。）となるため退職し、かつ、引き続い特定法人役職員として在職した後引き続い公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第8条の規定を準用して計算する。

3 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により退職し、引き続い特定法人役職員となつた場合においては、管理者が規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
(予告を受けない退職者の退職手当)

第10条 職員の退職が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条または船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第11条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

① 規則第4条の3

第9条の3

普通職員が、構成団体の公益的法人等派遣条例の規定に基づいて「退職派遣」された履歴がある場合は、当該派遣期間中の業務上の災害による傷病又は死亡は、公務上の災害による傷病又は死亡とみなす旨の規定である。（通勤災害も同じ。）

第9条の4

公益的法人等派遣条例の規定に基づき「退職派遣」された期間は、在職期間の計算における除算期間に該当しない旨の規定である。

ただし、特定法人において通算制度の規定が整っていない場合は、この限りでない。

第11条

退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間求職活動しているときに、その差額分を支給する旨の規定である。

にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産^②、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない^③日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)^④を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた前の職員等であつた期間

受給資格者は、次のア~ウのすべてを満たす者である。

- ア 勤続期間が12月以上で退職した者であること。
- イ 退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たないこと。
- ウ 退職の日の翌日から1年の期間内において「失業」していること。

※「失業」とは、雇用保険法第4条第3項で定めるところと同じであつて「職員が離職し、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」とハローワークが認定する失業の状態である。従つて、結婚、出産、育児、家事手伝い等のために退職した職員の場合は、その離職理由に鑑みると労働の意志又は能力を失ったものと考えられる。

① 規則第5条の7

② 規則第5条の8

③ 規則第5条の9

④ 通常の退職手当を計算する際の勤続期間の計算と異なる部分がある。(条例第8条第8項及び第9項。P.35参照)

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、

当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3 勤続期間 1 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）で退職した職員（第 6 項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4～17 （略）

失業者の退職手当については、「失業者の退職手当事務の手引き」を参照。

（定義）

第 12 条 本条から第 19 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 懲戒免職等処分機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第 19 条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第 19 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第 19 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 13 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職

運用方針第 12 条関係

本条第 1 号に規定する「その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」とは、地方公務員法の適用を受けない職員が、他の法令の規定によりこれらに規定する地方公務員法の規定に実質的に該当する場合をいう。

第 2 号

支給制限等処分を行う主体（処分権者）は「懲戒免職等処分機関」であり、「懲戒免職等処分機関」とは、実質的に任命権者（市町村長等）である。

① 規則第 10 条

運用方針第 13 条関係

- 1 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする。
- 2 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、条例第 1

をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 懲戒免職等処分機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該懲戒免職等処分機関の属する組合市町村が定める公告式条例に規定する公報に掲載し、又は掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載又は掲示をした日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

3条第1項に規定する「当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。

(1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合

(2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

(3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

(4) 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

3 一般的退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が条例第六条に規定する組合市町村の長等であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重すること等により、条例第13条第1項に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。

4 一般的退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行つたことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、条例第13条第1項に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。

5 一般的退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減輕又は加重することを検討すること等により、条例第13条第1項に規定する「当該非違に至つた経緯」を勘案することとする。

6 一般的退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合には処分を減輕することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重すること等により、条例第13条第1項に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。

7 一般的退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、条例第13条第1項に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

運用方針第14条関係

1 本条に規定する支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。

- (1) 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、**刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）** 第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又は当該懲戒免職等処分機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「**支払差止処分**」という。）を受けた者は、**行政不服審査法（平成26年法律第68号）** 第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑
- 2 本条第2項第1号に規定する「その者に対し一般的退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。

事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた懲戒免職等処分機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号

6 本条第7項に規定する「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合とは、例えば次に掲げる場合をいう。

- (1) 退職をした者の逮捕の理由となつた犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があつた場合
- (2) 退職をした者の逮捕の理由となつた犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合
- (3) 退職をした者が、その者の逮捕の理由となつた犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

運用方針第15条関係

本条第1項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うにあたっては、当該処分を受ける者が第13条第1項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

に規定する退職をした場合の一般的な退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般的な退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「**定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分**」という。）を受けたとき。

(3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者（**定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。**）について、当該退職後に当該一般的な退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般的な退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般的な退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般的な退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般的な退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 懲戒免職等処分機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般的な退職手当等に關し第1項又は第2項の規定により当該一般的な退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般的な退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般的な退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般的な退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業者手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと

運用方針第16条關係

1 本条第1項の規定による処分により返納を命ずる一般的な退職手当等の額は、第13条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、本条第1項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案して定める額とする。

2 本条第1項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該退職をした者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができるとしている。

ができる。

- (1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職した者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職した者が第11条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けうることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般的な退職手当等については、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 懲戒免職等処分機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般的な退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般的な退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般的な退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

- 3 当該一般的な退職手当等の支払に際して源泉徴収した所得税及び住民税の額については、返納を命ずる額からは減じないが、当額退職した者に対する納入告知の額からは減ざることとする。

運用方針第17条関係

- 1 本条第1項の規定による処分により返納を命ずる一般的な退職手当等の額は、第13条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、本条第1項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 2 本条第1項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該遺族又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることができると認められる場合には、返納額を減免することができるようとする。
- 3 当該遺族が当該一般的な退職手当等について納付した又は納付すべき相続税の額については、当該遺族が還付請求を行うことができる。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じない。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る懲戒免職等処分機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該懲戒免職等処分機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に申し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

運用方針第18条関係

- 1 本条第1項から第5項までの規定による処分を行うにあたっては、当該処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用をするものとする。
- 2 本条第1項から第5項までの規定による処分により納付を命ずる一般の退職手当等の額は、第13条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、次の第3項から第7項までを勘案して定める額とする。
- 3 本条において、当該一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額及び住民税額又はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとする。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第 16 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第 16 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る懲戒免職等処分機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 13 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第 13 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第 3 章第 2 節(第 28 条を除く。)の規定は、前項において準用する第 16 条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第 19 条 懲戒免職等処分機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として、退職手当審査会を置く。

4 本条第 6 項に規定する「当該退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。

5 相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続(包括遺贈を含む。)によって得た財産の価額に応じて按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。ただし、納付命令の時点で遺産分割がなされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法の規定による相続分により按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定めることとする。

6 本条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から、当該相続財産の額から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。

7 本条第 6 項に規定する「当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることができると認められる場合には、納付額を減免することができることとする。

運用方針第 19 条関係

1 本条第 2 項の規定による退職手当審査会への諮問事項は、本条第 2 項に該当する処分の処分案とする。

2 懲戒免職等処分機関は、第15条第1項第3号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による处分（以下この条において「**退職手当の支給制限等の処分**」といふ。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による处分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は懲戒免職等処分機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求ること、適當と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求ることその他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。
(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第20条 普通職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び普通職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 普通職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する普通職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により普通職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 懲戒免職等処分機関は、退職手当審査会に対し、前項の処分案とともに、当該事案の内容及び処分案の理由を併せて提示するものとする。

① 規則第10条の7

第20条

同一構成団体内での引き続く再就職だけでなく、他の構成団体に引き続き就職した場合にも本項が適用となる。

2 職員が、国や構成団体以外の地方公共団体へ引き続き再就職した場合に退職手当の勤続期間が通算となるときは、退職手当を支給しない旨の規定である。

※ 再就職先で退職手当が通算とならない場合には、退職手当を支給することとなる。

(普通負担金)

第21条 組合市町村は、職員の退職手当の支給に係る経費及び福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）^①の事務費に充てるため次の各号に定める額の合計額を負担金として規則で定めるところにより組合に納入しなければならない。

- (1) 職員の給料額に、組合市町村の長等については1,000分の327、普通職員については1,000分の180を乗じて得た額
- (2) 組合の事務費として職員の給料額に1,000分の2を乗じて得た額

(特別負担金)

第22条 組合市町村は、次の各号に該当する場合は負担金を規則で定めるところにより組合に納入しなければならない。^①

- (1) 普通職員が退職又は死亡の日以前1年内に2号給以上昇給している場合は、管理者が規則で定める額
- (2) 当該年度において、前々年度までの当該組合市町村の職員に支給された退職手当の総額が、前々年度までの当該組合市町村が組合に納入した前条第1号、本条、次条及び第25条の負担金の合計額^②を超えた場合は、その超えた額に対して管理者が規則で定める額

(過年度負担金)

第23条 組合市町村は、この条例の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間がある場合においては、規則で定めるところにより負担金を納入しなければならない。

(負担金の延滞金)

第24条 管理者は、前3条に定める負担金を規則で定める期日までに納入しないときは、その延滞額に対して年利10.95パーセントの割合で、納期限の翌日から完納までの日数によって計算した延滞金を徴収することができる。

(加入負担金)

第25条 市町村又は一部事務組合が新たに組合に加入する場合には、加入負担金を組合に納付しなければならない。

- 2 前項の加入負担金は、管理者が規則で定める組合の資産額に、加入の日における当該地方公共団体の職員（この条例の適用対象職員とし、加入の日の前日に組合市町村の職員であつた者を除く。）の数を加入の日の属する年度の4月1日における組合市町村の職員数で除した数を乗じて得た金額とする。
- 3 組合市町村が他の組合市町村と合併し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続いて新たに組合に加入する場合には、第1項の規定は適用しない。

第21条

① 規則第3条～第3条の3

普通負担金率（全て事務費分（2/1,000）を除く。）

	特別職	一般職	根拠規定
市町村	(S58～) 327 / 1,000	(R4～) 135 / 1,000	条例 第21条第1号
一部事務組合	同上	同上	同上
病院組合	(S58～) 290 / 1,000	同上	一部改正条例（昭和54年 条例第80号）附則第2項

第22条

① 規則第3条の4

(1) 「1号特別負担金」の規定であるが、1号特別負担金は当分の間適用しないこととなっている。

（一部改正条例（平成18年条例第5号）附則第6条）

(2) 「2号特別負担金」の規定である。詳しくは『事務編』P.17の2(2)を参照。

② 規則第3条の4第5項、別表

第23条

規則第3条の5

第25条

規則第3条の6、規則第3条の7

4 組合市町村である一部事務組合が組合市町村でない一部事務組合を合併により吸収し、かつ引き続
いて組合市町村であるときは、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において第2項中「加入
の日」とあるのは「合併の日」と、「当該地方公共団体の職員」とあるのは「合併により移管を受けた
職員」と読み替えるものとする。

(組合市町村が組合市町村でなくなった場合の取扱)

第26条 組合は、組合市町村が組合市町村でなくなった場合において、当該組合市町村の納入した第
21条(同条第2号に規定する事務費を除く。)、第22条、第23条及び前条の負担金の総額と、当該
組合市町村の職員に支給した退職手当の総額との差額を当該組合市町村に還付し、又は当該組合市町
村は組合に納付するものとする。

2 組合市町村が他の市町村と合併し、かつ合併後の地方公共団体が合併の日から引き続いで組合に加
入する場合にあつては、前項の規定は適用しないものとし、当該規定による差額相当分は、当該合併後
の組合市町村が承継するものとする。

3 組合市町村である一部事務組合が解散し、当該一部事務組合の職員であった者が解散の日に引き続
いて他の組合市町村の職員として移管される場合においては、前項の規定を準用する。この場合におい
て、「合併後の組合市町村」とあるのは「職員の移管を受けた組合市町村」と読み替えるものとする。

(この条例の実施に關し必要な事項)

第27条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第26条

規則第3条の7

一般職の支給率一覧表

勤続年数	自己都合		定年、勅奨		公務外死亡、通勤災害		公務外傷病		整理、公務上死亡・傷病	
	年	支給率	条項	支給率	条項	支給率	条項	支給率	条項	支給率
1	0.5022	第	0.837	第	0.837	第	0.837	第	1.2555(3.6a)	第
2	1.0044	3	1.674	3	1.674	3	1.674	3	2.511(4.5a)	5
3	1.5066	条	2.511	条	2.511	条	2.511	条	3.7665(5.4a)	条
4	2.0088		3.348		3.348		3.348		5.022(5.4a)	
5	2.511		4.185		4.185		4.185		6.2775	
6	3.0132		5.022		5.022		5.022		7.533	
7	3.5154		5.859		5.859		5.859		8.7885	
8	4.0176		6.696		6.696		6.696		10.044	
9	4.5198		7.533		7.533		7.533		11.2995	
10	5.022		8.37		8.37		8.37		12.555	
11	7.43256		11.613375	第	11.613375	第	9.2907		13.93605	
12	8.16912		12.76425	4	12.76425	4	10.2114		15.3171	
13	8.90568		13.915125	条	13.915125	条	11.1321		16.69815	
14	9.64224		15.066		15.066		12.0528		18.0792	
15	10.3788		16.216875		16.216875		12.9735		19.46025	
16	12.88143		17.890875		17.890875		14.3127		20.8413	
17	14.08671		19.564875		19.564875		15.6519		22.22235	
18	15.29199		21.238875		21.238875		16.9911		23.6034	
19	16.49727		22.912875		22.912875		18.3303		24.98445	
20	19.6695		24.586875		24.586875		19.6695		26.3655	
21	21.3435		26.260875		26.260875		21.3435		27.74655	
22	23.0175		27.934875		27.934875		23.0175		29.1276	
23	24.6915		29.608875		29.608875		24.6915		30.50865	
24	26.3655		31.282875		31.282875		26.3655		31.8897	
25	28.0395		33.27075	第	33.27075	第	28.0395		33.27075	
26	29.3787		34.77735	5	34.77735	5	29.3787		34.77735	
27	30.7179		36.28395	条	36.28395	条	30.7179		36.28395	
28	32.0571		37.79055		37.79055		32.0571		37.79055	
29	33.3963		39.29715		39.29715		33.3963		39.29715	
30	34.7355		40.80375		40.80375		34.7355		40.80375	
31	35.7399		42.31035		42.31035		35.7399		42.31035	
32	36.7443		43.81695		43.81695		36.7443		43.81695	
33	37.7487		45.32355		45.32355		37.7487		45.32355	
34	38.7531		46.83015		46.83015		38.7531		46.83015	
35	39.7575		47.709		47.709		39.7575		47.709	
36	40.7619		47.709		47.709		40.7619		47.709	
37	41.7663		47.709		47.709		41.7663		47.709	
38	42.7707		47.709		47.709		42.7707		47.709	
39	43.7751		47.709		47.709		43.7751		47.709	
40	44.7795		47.709		47.709		44.7795		47.709	
41	45.7839		47.709		47.709		45.7839		47.709	
42	46.7883		47.709		47.709		46.7883		47.709	
43	47.709		47.709		47.709		47.709		47.709	
44	47.709		47.709		47.709		47.709		47.709	
45	47.709		47.709		47.709		47.709		47.709	

※ ()書は、条例第5条第1項の適用を受ける短期勤続者に対する最低保障の率である。